



制服廃止および勤務時における職員の服装見直しについて

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、職員のビジネスシーンにおける幅広い服装選択を可能とするため、女性職員の制服廃止および勤務時の服装基準の見直しを実施しますのでお知らせいたします。

本件は、職員一人ひとりの「個性」や「価値観」を尊重したジェンダー平等やダイバーシティの推進等を目的としており、服装の選択を通じて自分らしく能力を発揮できる職場環境を整備してまいります。また、気象状況に応じた被服調整を行うことで冷暖房の使用を抑制し、CO₂ 排出量を削減するSDGsにつながる取り組みとなります。

今後もダイバーシティ推進に継続的に取り組むことで、職員のエンゲージメント向上を実現するとともに、地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

記

1. 女性職員の制服廃止

2026年4月1日より1年間の移行期間を設け、2027年3月31日をもって女性職員の制服を廃止します。

2. 服装基準の見直し

(1) 対象者

全役職員

(2) 営業店職員への「ビジネスカジュアル」の導入

従来のビジネススーツに加えて「ビジネスカジュアル」での勤務を可能とします。

(3) 本部職員への「オフィスカジュアル」の導入

従来のビジネススーツ・ビジネスカジュアルに加えて「オフィスカジュアル」での勤務を可能とします。

3. 実施日

2026年4月1日（水）

本件に関連する SDGs



以上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部 IR・広報室
TEL 029-859-8111